

長野県流域下水道条例施行規程

平成25年3月25日 長野県訓令第1号

(流域下水道の構造の基準)

第1条 長野県流域下水道条例（昭和54年条例第11号。第6条において「条例」という。）第3条の規定により流域下水道の機能を確保し、並びに生活環境の保全及び人の健康の保護を図るとする観点から知事が定める流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第5条までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第2条 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第4条において同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「政令」という。）第5条の8第3号に規定する国土交通省令で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手^{とう}の設置その他の政令第5条の8第5号に規定する国土交通大臣が定める措置が講じられていること。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第3条 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、政令第5条の9第1号に規定する国土交通大臣が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (5) マンホールには、蓋（汚水を排除すべきマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

(処理施設の構造の技術上の基準)

第4条 第2条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。以下この条において同じ。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。
- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう政令第5条の10第2号に規定する国土交通大臣が定める措置が講じられていること。
（適用除外）

第5条 前3条の規定は、次に掲げる流域下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる流域下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる流域下水道
（終末処理場の維持管理）

第6条 条例第4条の規定により常時、その機能を維持し、並びに生活環境の保全及び人の健康の保護を図るといふ観点から知事が定める終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水压を調節すること。
- (4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気^ろの発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう政令第13条第6号に規定する国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を講ずること。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現に存する流域下水道であつて、第2条から第4条までの規定に適合しないものについては、これらの規定（その適合しない部分に限る。）は、適用しない。ただし、この訓令の施行後に改築（災害復旧として行われるもの及び流域下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものについては、この限りでない。